

公益財団法人起業家支援財団

平成27年度 事業計画

I. はじめに

本年6月、安倍内閣は、アベノミクス「三本の矢」により始まる経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、新たな成長戦略にあたる「日本再興戦略改訂版」を閣議決定しました。同改訂では、昨年の成長戦略で残された課題としていた、労働市場改革、農業の生産性拡大、医療・介護分野の成長産業化等の分野にフォーカスして解決の方向性を提示しました。

この新成長戦略では、日本経済全体としての生産性を向上し、「稼ぐ力（収益力）」を取り戻すことを目標に掲げ、大企業が参加する「ベンチャー創造協議会」（仮称）を創設し、ベンチャー企業への政府調達への参入を促しているほか、国内外の企業が日本で活動しやすい環境作りを力を入れていること、「ウイメノミクス」という女性の活躍を促進するための諸施策が注目されていることご高承のとおりです。

また、当面の実行方針の中には、大学のイノベーション機能の強化や企業によるベンチャーファンドへの投資等を促進する税制の創設なども謳われているところでもあります。

こうした施策が推進される中、安倍政権は衆議院を解散したばかりではありますが、経済の再生、成長維持のためには、起業家を輩出し育成することの重要性は不変であり、当財団の存在意義は以前にも増して高まっていると認識しております。

平成27年度も引き続き、メインである学生起業家支援事業を柱として、青年起業家支援事業にも工夫をこらしつつ、当財団の活動についての認知度向上、さらには奨学生のOB、OGを含め、当財団関係者のネットワーク構築に、より一層注力していきたいと考えております。

II. 事業計画

定款に定める事業に基づき、以下の事業を柱に据えて事業活動を進めます。

1. 学生起業家支援事業（定款第4条の（1））

（1）将来、起業を目指す学生に対する奨学金の支給

第7期生に続き、第8期奨学生（30名余）を奨学生選考委員会において選考し、奨学金を給付します。

（2）将来、起業を目指す学生に対する教育、助言等

第7期生に対して、学生起業塾を継続、平成27年3月の最終回には松井理事長による基調講演を実施する予定です。

第8期生に対しては、平成26年4月に開講、翌年3月まで全6回の学生起業塾を開催します。

なお、奨学生OB、OGのネットワーク或いは不断のつながりの構築、そして優秀なOB、OGに対する支援の継続をどのようにしていくかを大きな課題として取り組んでまいります。

2. 青年起業家支援事業（定款第4条の（2））

当年度は、当財団の基本財産であるアルプス技研株式会社に対して、アルプス技研による記念配当を含めた中間配当を原資として、創業あるいは起業後間もない段階にある起業家に対する起業家支援金の支給を実施しましたが、平成27年度におきましては、資金の状況と照らし合わせながら、同様の事業について検討してまいります。

3. 起業家顕彰事業（定款第4条の（4））

顕著な実績を挙げている起業家や経営者を、他団体と連携して顕彰するものです。

このため、引き続き神奈川ビジネスオーデイションの運営委員会に参加するとともに、他のインキュベーション施設とも情報交換、連携を行ってまいります。

4. 新規取組事業

当財団設立以来、上記1.～3.の各事業を行ってきましたが、これまでの実績及び最近の成長戦略・創業ベンチャー支援要請の高まりを踏まえ、当財団として一段の事業拡大を図るべく、以下の事業について取り組みを開始します。

なお、各新規事業とも既存事業の拡充であり、定款内の事業となります。

- ①特別奨学生制度の導入
- ②奨学生卒業成果発表会の開催及びOBを交えた交流会の開催
- ③ベンチャー支援機関のネットワーク化の検討

III. 管理、運営

1. 組織運営

(1) 正確・透明な財団運営

公益財団法人として、公益性を踏まえ、法令、定款に沿って正確・透明な財団運営を行ってまいります。

特に、国や自治体等公的部門から受託した事業について明確な事業別管理を行います。

(2) 評議員会、理事会の開催

平成27年度の評議員会、理事会の開催は次のとおりを予定しています。

<評議員会>

「定時評議員会」と「臨時評議員会」の2種とします。

- ①定時評議員会 年1回3月に開催
- ②臨時評議員会 原則12月開催、そのほか、必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時評議員会で行います。

<理事会>

「定時理事会」と「臨時理事会」の2種とします。

- ①定時理事会 年1回3月に開催
- ②臨時理事会 原則12月開催、そのほか必要に応じ随時開催

事業計画及び収支予算の審議は原則として12月臨時理事会で行います。

2. 財団管理

経理規定等諸規定を遵守し、コンプライアンス意識を徹底して透明な業務運営を行ってまいります。また、随時、税務顧問のチェックを受け、正確な事務管理に努めます。

以上